

# 学校いじめ防止基本方針

仙台市立茂庭台小学校

## I. 基本的な考え方

### 1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に規定されている基本理念は、次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

**本校では、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいくこととする。**

### 2. 法が規定するいじめの防止等への組織的対応

本校においては、法に規定され、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国基本方針」という。）において示されているいじめの防止等のための組織等を踏まえ、校内にその組織を設置することとする。

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする（法第22条）
- (2) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う

ことができる（法第29条～第32条第2項）

### 3. いじめの定義等

#### (1) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本校はこれを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 具体的ないじめの態様の例

- 冷やかしやからかい、悪口ゆずし文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。など

#### (2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応にあたる。

#### いじめは、被害者、加害者だけの問題ではない

##### 被害者 [いじめを受ける]

- ・ 加害者からいじめの被害を受け、心身の苦痛を感じている。
- ・ 自分自身が悪いからいじめられると思い込んでしまうこともある。

##### 加害者 [いじめを行う]

- ・ いじめの態様に示したような行為を行う。複数の児童が加害者になる場合もある。
- ・ 共感性が低く、被害者の心の痛みを感じない反面、嫌がることを分かっているながら行うこともある。

**観衆** [いじめを助長する]

**是認**

- ・ いじめの行為をおもしろがる。
- ・ 加害者との関係を壊したくないとか、応援しないと報復されるという恐れを感じている。

**傍観者** [いじめを見て見ぬふりをする]

**黙認**

- ・ 自分がいじめられるのではないかという不安がある。
- ・ かかわりたくないという思いから、被害者が自分で何とかすべきだと考えている。

4. いじめの防止等に関する基本的な考え方

**本校では、「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・早期対応が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む学校」づくりを進めながら、家庭や地域、市（教育委員会等）、関係機関などの連携により取り組むものとする。**

(1) いじめの防止 いじめはしない・させない・許さない

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」との認識を持って、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に、児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間への成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童への働き掛けと意識付けが何より重要であり、児童自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめの多くは抑止できるものとする。



- 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度・社会性をなど、心の通う人間関係を構築するための素地を養う。
- ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 自己有用感や充実感を感じられるような学校生活づくり。

## 茂庭台小学校絆を深める(いじめの防止)年間計画

時期	ねらい	主な活動内容	通年
4月 5月	目標を持たせ、規律と協調性、受容的雰囲気のある学級・学年集団を育てる。	○学級の目標をつくろう。 ○学級の友達を知ろう。 →グループエンカウンター ○1年生を迎える会を成功させよう。 ○あいさつ運動をしよう。 →登校時あいさつ・ごみ拾い活動 ○友達と協力して運動会を成功させよう。 ○いじめアンケートの実施	異学年交流・
6月 7月	互いを尊重し、認め合う仲間づくりを行い、自分の可能性に挑戦しようとする意欲を育てる。	○友達と協力し合おう、 →プロジェクト・アドベンチャー ○友達のいいところを見付けよう →ハートスキル	
8月 9月	自分の役割や責任を自覚し、意欲的に勤労・奉仕することをとおして自己肯定感・自己有用感を育てる。	○私のいいところ ○友達から見た自分らしさ →たくましく生きる力育成プログラム	ちよボラ
10月	自己理解を深めさせるとともに、個々の特性を認め合いながら、相手を尊重する態度を育てる。	○みんなの演技のよいところ。 →学習発表会の事前指導をとおして	・
11月 12月	いじめ問題と、その撲滅の仕方について考えさせる。	○いじめゼロ・キャンペーン →いじめゼロ全校集会 →スローガン、ポスター、標語 ○友達の気持ちに共感しよう。 →ハートスキル	ハートスキル
1月	思慮深く、時と場に応じた態度を身に付けさせ、常に晴進の安定が保てる態度を育てる。	○ホッとするとき。 →ストレス・マネジメント	
2月 3月	1年間の成長を振り返らせ、家族・友達・先生への感謝の気持ちを持たせるとともに、次年度への心構えを養う。	○気持ちの健康診断 →たくましく生きる力育成プログラム ○学級お別れ会を開こう。 ○6年生を送る会を成功させよう。	

# 茂庭台小学校いじめの防止のための取組①

## 「ハートスキル」の実施

### 1. ねらい

- 対人関係の築き方、集団適応の仕方に関する知識や技能を身に付けさせ、生活の中で生かすことができるようにする。

### 2. 方針

- ハートスキルカリキュラムに沿い、道徳、学級活動の中で年間20時間の指導を行う。
- ハートスキルカリキュラムと学校及び学年、学級の行事や取組、生活目標や活動との関連を図り、学んだことを直ちに日常の生活に生かし、そのよさを実感することができるように工夫する。

### 3. ハートスキルの構成

#### (1) 配慮のスキル

主に集団生活において配慮すべき事柄

- ・あいさつ・自己表出・誘い方・断り方・励まし方・他との接し方
- ・危険予知・褒め方・マナーやルール等

#### (2) かかわりのスキル

主に他者との関係において配慮すべき事柄

- ・話し方、聞き方・謝り方・感謝の仕方・トラブル解決法・ストレス対処法
- ・協力・許し方・リーダーシップ・我慢強さ等

### 4. 授業の流れ

- (1) 提示された具体的な場面について、これまでの自分たちの言動について考える。
- (2) 提示された具体的な場面について、望ましい言動の在り方について考える。
- (3) 授業の中で「望ましい言動」を演じてみて、そのよさについて話合う。
- (4) 学んだことを日々の生活の中に生かす。

### 5. ハートスキルプログラムの推進に向けて

- ハートスキルプログラムは、月例会である道徳・生徒指導部会の中で、道徳教育推進教師が中心となって情報交換等を行うようにする。
- 道徳教育推進教師は、校内研修の機会を利用し、本校におけるハートスキルプログラムの進め方等についての研修を実施する。
- 12月の授業参観時には、全学級でハートスキルの授業を行い、学習のねらいや児童の様子を地域の方々や保護者に理解してもらうようにする。

## 茂庭台小学校いじめの防止のための取組②

### 「ちょボラ（ちょこっとボランティア）活動」の実施

#### 1. ねらい

- 奉仕の精神を養い、自ら問題に気付き、他者のためにできることを考え、行動することができる力を育成する。

#### 2. 方針

- (1) 「指導して待つ」のではなく、具体的な行動例を示して「まず実行させてみる」ことを優先する
  - 学級や学年単位で「ちょボラ活動」の意義を指導し、具体的な行動例を示したり依頼したりしながら、まず「ちょボラ活動」を体験させる(レベル1)ようにする。
- (2) 定期的に「ちょボラの事例」を紹介し合う場をもつ
- (3) 月曜朝の学年・学級の時間や、朝・帰りの会、掲示物等をとおして、学級や学年内で定期的に互いの「ちょボラ活動」を認め合う場を設定する。校内の様々な「ちょボラの事例」を紹介しながら、(レベル2)(レベル3)へ児童の意識と行動する力を高めていくようにする。
- (4) よい「ちょボラ活動」は全校で賞賛する
- (5) 月例の道徳・生徒指導部会の中で、各学年の「ちょボラ活動」実施状況についての情報交換を行い、(レベル3)の事例の中から優れた事例を、重点努力事項推進だよりや生活朝会で紹介したりして、他者のために「自ら」気付き・考え・行動する力を高めさせる。

#### 【レベル1】

- 計画として位置付けた登校時清掃、全校一斉ちょボラ活動(全校除草・全校落ち葉拾い)をとおして、「ちょボラ活動」について考えたり、体験したりするレベル。

#### 【レベル2】

- 活動例を参考にしながら教職員、上級生、同級生とともに「依頼された奉仕的活動」や「お手伝い活動」「親切活動」などを気持ちよく実践できるレベル。

#### 【レベル3】

- 「みんなでちょボラ活動」をとおして、学級・学年単位で「自ら気付き・考え・行動」するレベル。
- 日常生活の中で、個人やグループ、係等で「自ら気付き・考え・行動」するレベル。

#### 3. 内容(児童に活動例として示すもの)

##### 【声のちょボラ】

- 友達を応援する言葉「がんばれ」等
- 友達を認めたり褒めたりする言葉「すごいね」「えらいね」等
- 友達の様子を気遣う言葉「どうしたの?」「大丈夫?」等
- 友達を誘う言葉「一緒に遊ぼう」「一緒にやろう」等
- 感謝の言葉「ありがとう」等
- 謝罪の言葉「ごめんなさい」等
- 挨拶「おはようございます」等

##### 【行動のちょボラ】

- 特定の他者に対する思いやりの行動給食準備、掃除等
- 美化・清掃に関する行動ゴミ拾い、物品整理等

### 【ハイレベルちょボラ】

- 友達の相談に乗ってあげたり，友達を元気にしたりする言動
- 友達にアドバイスや助言をする
- 係・委員会活動の中で自主的にみんなのためになることを企画・実践する
- 地域清掃や地域の人への積極的なあいさつ
- 「ちょボラ」をした人を認める・褒める
- 障害をもつ人や高齢者への思いやりの言葉・行動

## 4. 活動計画

- (1) 「まず実行させてみる」ために計画として位置付けた「ちょボラ活動」
  - ①. 登校時清掃  
年間7回，登校時に通学路のごみ拾いをする。(小中連携事業)
  - ②. 全校一斉「ちょボラ活動」(勤労生産・奉仕的行事との関連)
- (2) 「問題に気付き，他者のためにできることを学級・学年全体で考える機会」として計画に位置付けた「ちょボラ活動」
  - みんなで「ちょボラ活動①」9月・みんなで「ちょボラ活動②」11月学年，学級単位で企画した「ちょボラ活動」を実践する。

### [実施例]

- ・ 陸上記録会練習に向けた校庭走路等の整地や除草
- ・ 市民センター前広場の清掃活動，ポイ捨て防止ポスターの作成と添付等

- (3) 「身近な友達」から始り「学校」「地域」へと広がる自主的な「ちょボラ活動」
  - 個人やグループ，係等で自主的に実施する「ちょボラ活動」

### [実施例]

- ・ 友達の立場に立ち，親切な言動をとる・困っている友達に手を貸してあげる
- ・ 係活動の中で学級のためになることを企画・実施する
- ・ 陸上記録会用応援横断幕作成・隣接学級，学年に対する給食準備や清掃
- ・ 1年生や全校児童を対象にした「遊び集会活動」の企画・実践
- ・ 学習発表会のポスター作成と掲示依頼・自主的な登校時のごみ拾い活動

## 5. 評価

### 【学級・学年内での評価】

- 毎週月曜日朝の学年・学級の時間，朝・帰りの会等を活用しながら，一人一人のよい取組を紹介したり，「ちょボラ」を個人だけではなく，学級・学年全体で推進していこうとする意欲をもたせたりする。

### 【「ちょボラ感謝状」を活用した評価】

- 学年，学級の「ちょボラ活動」実施状況について，月例会(道徳・生徒指導部会)で情報交換をする。
- 情報交換をした事例のうち，「自ら問題に気付き・自ら考え・奉仕的な活動を実践した」よい事例については，生活朝会等で紹介したり，「重点努力事項だより」に掲載したりする。

### 【その他の評価】

- 「ちょボラ活動」の様子は，重点努力事項推進だよりをとおして，随時，保護者に知らせるとともに，地域へも知らせるようにする。

# 茂庭台小学校いじめの防止のための取組③

## 「異学年交流」の実施

### 1. ねらい

- 「異学年交流」をとおして、児童の自己肯定感と自己有用感を高めるとともに、児童同士の信頼関係を育成する。

### 2. 方針

- 計画として位置付けた「異学年交流」をとおして、上学年児童には下学年への思いやりやいたわりの心を、下学年児童には上学年へのあこがれの思いを持たせる。
- 体験した「異学年交流」をもとに、個人やグループ、係・委員会組織で自主的に考え、実行する「異学年交流」につなげ発展させる。
- 異学年児童の頑張りやよさに対する気持ちを言葉や文章で伝える。
- 「異学年交流」に関する取組の様子は、学校 HP ブログ、学校だより、重点努力事項推進だより等をとおして、保護者に知らせる。

### 3. 内容(児童に活動例として示すもの)

#### 【言葉の異学年交流】

- 異学年同士でも積極的に「あ・い・す・だ・ん・ご」の声を掛ける。
- 「ありがとう」「いっしょにあそぼう」「すごいね」「だいじょうぶ」「がんばって」「ごめんなさい」
- 「あいすだんご」以外の言葉：「いいね」「やさしいね」「さすが」「上手」「助かった」等
- 正しい行動の仕方や、仕事の仕方等を教えてあげる。

#### 【行動の異学年交流】

- 休み時間等に一緒に遊ぶ。…鬼ごっこ、遊具、ドッジボール、縄跳びなど
- 係や当番の仕事等を手伝ってあげる。
- 学習や学校生活の中で役立つことを企画、実施する。

### 4. 活動計画

(1) 計画として位置付けた「異学年交流」

- ① 6年生による1年生への生活サポート
    - ・ 朝の活動のお世話や教室掃除等(4, 5月)
    - ・ 1年生初めてのプールでの水遊びサポート
  - ② 学校花壇のお世話, 除草, 落ち葉拾い
    - ・ 1,6年・2,5年・3,4年での活動。
  - ③ 行事や学習活動における交流
    - ・ 運動会応援練習, 6年生を励ます会朝の応援練習, 体力・運動能力調査補助等
    - ・ 運動会・学習発表会の表現活動(すずめ踊り・ソーラン・ぶち合わせ太鼓)の伝達
    - ・ 生活科・総合的な学習の活動交流, 発表に聴き合い
    - ・ 運動会, 学習発表会, もにちゃんまつり等の行事後の感想(手紙)交流
  - ④ 児童会・委員会で実施するイベント(児童の発想による創意のイベント活動を重視)
    - ・ 体育委員会(ラジオ体操講習・大縄大会・なわとび検定・マラソンタイム), 給食委員会(給食週間), 図書委員会(図書祭り), 環境委員会(朝のあいさつ運動, 登校時清掃のお世話)
    - ・ もにちゃんまつり(児童会主催の遊びの会)
- (2) 個人やグループ, 係・委員会組織で自主的に実施する「異学年交流」  
[過去の学年・学級, 委員会単位での実施例]
- ・ 1年生と遊ぼう(業間実施)・1年生への給食指導(はしの使い方)・1年生への遊具の使い方指導
  - ・ なわとび検定時におけるなわとび指導・低学年の食缶運び補助・登下校の見守り

### 5. 評価

- 「異学年交流」の様子は、重点努力事項推進だよりをとおして、随時、保護者に知らせる。
- 「異学年交流」の様子は、職員室前掲示板や来客用昇降口等に掲示し、児童や来校者に取組の様子を知らせるようにする。
- 異学年からの感想・お礼の言葉や手紙を紹介する。

## 茂庭台小学校いじめの防止のための取組④

### 「いじめゼロ全校集会」の実施

～茂庭台小学校の絆を深めるために、自分たちができること～

#### 1. 目的

いじめをなくすために、「いじめはしない・させない・許さない」という意識を持ち、一人一人がそのために何ができるかを考える。

#### 2. 場所

体育館

#### 3. 対象

- 全校児童
- 保護者（希望者）
- 地域の方々  
（学校評議員，学校関係者評価委員）



#### 4. 実施内容

平成28年度いじめゼロ全校集会から

##### (1) 進行について

- 司会・・・児童委員会，児童会担当
- 書記（意見の集約）・・・児童委員会，広報委員会，児童会担当

##### (2) 内容について

- 各クラスの「あ・い・す・だ・ん・ご」の取組を発表し，全校に紹介する。（代表者）
- 茂庭台小学校の「いじめに関するアンケート調査」の結果を紹介する。（児童委員）
- 「いじめゼロに向けて自分たちができること」について話し合う。  
※地域の方や保護者の方からも，意見をいただく。

#### 5. 事前指導

- 各クラスで「いじめをなくすためにどうしたらよいか」や「あ・い・す・だ・ん・ご」の取組をより盛んにするにはどうしたらよいか」について，話し合い，発表者を決めておく。

#### 6. スローガンの決定

- いじめゼロ全校集会にて，出された意見を児童委員会で集約し，その年度の「いじめゼロ」スローガンとして，全校児童へ発表する。

## 茂庭台小学校いじめの防止のための取組⑤

### 「いじめゼロ」スローガンの決定と意識化

※平成27・28年度のスローガン

# 「あ・い・す・だ・ん・ご」

「ありがとう」「いっしょにあそぼう」「すごいね」

「だいじょうぶ」「がんばって」「ごめんなさい」

#### 広報活動について

- 昼の校内放送にて、全校へ紹介
- 「あ・い・す・だ・ん・ご」の取組を掲示板に貼り、全校に知らせる。



各学年による活動の紹介



いじめアンケートの結果報告



児童が考案したキャラクター「あいすだんごちゃん」



学級で行った取組 (1年生)

# 茂庭台小学校いじめの防止のための取組⑥

## チェックリストの活用

### チェックリスト

担任として、声掛けや見守りの仕方を振り返り、日常における危機意識を高めておくことが大切です。いじめを防ぐために、担任として、どのように行動したらよいかチェックしてみましょう。

#### いじめの認識や把握について

- いじめの「定義」を正しく認識しているか？
- 子供のいじめと「いじり」(遊び)の判断ができるか？
- 子供の言葉の荒れに気づいているか？
- 子供の気質や性格を捉えているか？
- 学級の子供の遊びの傾向を把握しているか？
- 学級の子供が教師の真意を感じ取れているか否か判断できているか？
- 子供を指導して自覚を促す指導法は身に付けているか？
- 行事が集中する時期や一段落する時期に危機意識を強く持っているか？



#### 子供への啓発について

- 日頃から学級の子供に正義について話しているか？
- いじめは具体的にどのような行為であるかを説明しているか？
- 日頃から嫌がらせの行為をすると、どのようになるかという責任について話しているか？
- 子供が「いじめ」の情報を伝えたいという思いになる、安心感を与えているか？
- 「間違っていることを間違っていると伝える」雰囲気づくりの大切さを子供に伝えているか？

#### 対応について

- 学級で物がなくなったときの対応方法を知っているか？
- 学級の中で担任とあまり接触しない子供に配慮し、声掛けしているか？
- けがをしそうな子供の行為や行動への配慮意識はあるか？
- 保護者や子供からの訴えをできるだけ早く確認しようとしているか？
- 子供を叱る際に「人格」ではなく、「行為」を叱っているか？
- 自分の考えを述べた子供をほめているか？
- 教育的効果を上げるための席替えを行っているか？
- 給食の座席を安易に「自由席」などにしていないか？
- 配膳中も教室内の子供の動きに目を配っているか？
- 食事時の子供の会話や様子に注意を払っているか？
- 「いじめ」の訴えがあったことを、すぐに同僚や管理職に報告しているか？
- 「いじめ」の対処方法を、同僚や管理職に相談しているか？
- 特別な配慮が必要な子供と周りの子供への働き掛けを考えているか？



#### 保護者連絡について

- 「学年だより」「学級だより」は、学年主任や管理職に内容を確認してもらっているか？
- 「学級だより」を定期的に出しているか？
- 保護者からの連絡帳や手紙には、返事を書くようにしているか？また、正しい言葉づかいや丁寧な文字で書いているか？
- 緊急の場合や必要な時には、電話や直接に会って話すことを心掛けているか？
- 欠席した子供には必ず連絡し、手紙や電話などで励ましの言葉を伝えているか？
- 「保護者の困っていることは何か」を捉えて、話しているか？
- 常に共感的態度で保護者に対応しているか？

参考資料『いじめ防止マニュアル』

(2) いじめの早期発見 **いじめは早期発見・早期対応が重要**

「いじめは早期発見，早期対応が重要」との姿勢の下，教職員をはじめ，児童にかかわる全ての大人が連携し，児童のささいな変化にも気付き，対応していくことが大切である。このため，いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。このことを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，児童が発するサインを見逃さず，早い段階からの確にかかわりを持ち，積極的にいじめを認知することが必要である。

## 茂庭台小学校いじめの早期発見のための取組①

### いじめの発見ルートの共通認識

学校	○教職員の観察 ・業前・休み時間・給食時間・清掃時間 ・授業中（教室，教室以外） ○本人からの訴え ○友達からの訴え ○アンケート調査	発見
学校外	○保護者からの情報 ○地域からの情報 ○関係機関からの情報	

### いじめの発見のための体制

<b>いじめの相談窓口</b>	
○児童の窓口→担任，養護教諭，スクールカウンセラー	※教頭→校長
○保護者，地域の窓口→教頭，教務主任，生徒指導主任	※教頭→校長
○教職員の窓口→教頭，生徒指導主任，学年主任	※教頭→校長

### いじめのアンケート調査

○校内アンケート→5月，9月，11月に実施
○全市一斉の「いじめ実態把握調査」→11月に実施

## 茂庭台小学校いじめの早期発見のための取組②

### チェックリストの活用

#### 学校でのチェックポイント

##### 【登下校時】

- 理由もなく、一人で朝早く登校する。
- 教職員と視線を合わせないようになる。
- 元気がなく浮かない顔をする。挨拶をしなくなる。

##### 【授業中】

- 発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- 決められた座席と違う場所に座っている。
- 教科書、ノート等に落書きが目立つ。
- 他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が叫ばれたりする。
- 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
- 特定の児童生徒の机との距離を離す。

##### 【帰りの学級活動、放課後】

- 持ち物がなくなり、掲示した作品などにいたずらがある。
- 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる。
- みんなが帰宅する前に一人急いで帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅しつづける。
- 靴や傘等が隠される。
- 教職員の近くから離れようとする。
- そうじの時にその子の机や椅子に触わるのを避けられる。

##### 【朝の学級活動、ショートホームルーム】

- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
- 担任が教室に入室後に、遅れて入室する。

##### 【休憩時間・昼食時】

- 一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- 給食・弁当等を一人で食べるが多い。
- 遊びと称して、友だちとふざけあっているが表情が暗い。

\*いじめは遊びやふざけ合いを装って行われることがあります。

\*暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめは、被害者からの訴えが出にくく見逃しやすくなります。

学級での  
いじめの発見には、  
日常の観察が最も  
効果的で実践的です。



#### 家庭でのチェックポイント

##### 【態度やしぐさ】

- 家族との対話を避けるようになる。
- 受信した電子メールをこっそり見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- 部屋に閉じこもって、家族とも食事をしない。
- 感情の起伏が激しくなり、動物や物などに八つ当たりする。
- 帰りが遅くなったり、理由を言わず外出したりする。
- 朝、なかなか起きてこない。

##### 【学習】

- 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 成績が低下する。

##### 【持ち物、金品】

- 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、用途のほっきりしないお金を欲しがらる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

保護者会や学級懇談等で資料として配付するなどし、啓発を図りましょう。

##### 【服装、身体・体調】

- 衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあったりする。
- 自分のものではない衣服（制服）を着ている。
- 学校に行きたくないと言いつたり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなったりする。
- 食欲不振、不眠を訴える。

##### 【交友関係】

- 無口になり、学校や友達のことを話さなくなる。
- 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがある。
- 急に友だちが変わる。

日頃から保護者との連携を図り、児童生徒の様子について情報交換できるように努めましょう。

※参考資料『いじめ防止マニュアル』

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、本校では、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認したうえで、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うものとする。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図る。

そのため、教職員は、日ごろより、いじめを把握した場合の対処のあり方について、市教育委員会作成の教員向けのハンドブックや校内研修などをおして、理解を深めておくものとする。

## 茂庭台小学校いじめ防止対策計画

### ■「いじめ」問題について、子ども・保護者より相談や訴えがあった時には…

#### 1. 緊急対応その1「まずは、子どもや保護者の訴えを受け入れましょう」

- (1) 「そんな程度」と言った楽観論を排し、「小さなサインには大きな問題が潜んでいる」との認識をもって子どもや保護者に対応しましょう。

特に、保護者は連日のマスコミ報道により、私たちが考えている以上に「わが子がいじめにあっていないか」ナーバスになっており、「学校の先生はあてにならない。私が子どもの楯にならなければわが子はいじめから守れない」という思いを強く抱いていることを認識して保護者には慎重にかつ誠意を持って対応しましょう。まずは、保護者の訴えをすべて受け入れる姿勢を示すことが大切です。

#### 敵に慎むべき言葉

「子どもの世界には、よくあることです」  
「お子さんにも問題がありますよ」  
「そういう問題は子どもの成長にとっていい勉強になります」  
「思い過ごしではありませんか」  
「少々神経質になり過ぎてはいませんか」  
「そんなことをするようなお子さんではないと思います」  
「あの子は時々そのようなことをして手を焼いているんですよ」等々

※上記の例は保護者向けのものです。子ども向けも上記の例を基本にして、いろいろなバリエーションが考えられます。

- (2) 「いじめ」問題について子ども・保護者より相談や訴えの第1報があった段階で、同学年の先生方や教頭先生へ報告をしましょう。

## **2. 緊急対応その2「事実関係や実態を把握しましょう」**

子ども・保護者の訴えをもとに、まず事実関係や実態を把握しましょう。そして、同学年の先生方の協力をもらいながら、じっくり観察を始めましょう。

《実態把握の観点》

- (1) 被害の様態（どんなことをされたか、どんなことを言われたか）
- (2) 被害の状況（いつ、どこで、だれに等）
- (3) 集団の構造（被害者・加害者・傍観者）

十分な実態把握と観察がないままに、関係者に事情聴取などを焦って行ってしまうと人権侵害のおそれが出てきますので、慎重な対応が望まれます。ある程度実態把握ができた段階で、関係する子どもに事実の確認を行いましょ。

また、観察期間中は被害者側の子どもをしっかり守ることに全力を傾けましょ。先生たちが常に見守ってくれているという安心感を与えることが肝要です。さらに、随時、保護者との連絡を密にすることも大切だと思われましょ。

## **3. 緊急対応その3「大切な相談・子どもたちへの指導・誠意ある家庭訪問」**

事実関係が明らかになった段階で、プロジェクトチームを組織ましょ。3人よれば文殊の知恵です。担任一人で全てを背負い込まないように。

- (1) 被害者が安心して学校へ登校できるような援助
- (2) 「いじめは絶対に許されない」という加害者への指導
- (3) 学級・学年内で「いじめ」を傍観していた子どもたちへの指導
- (4) 加害者の保護者宅へ家庭訪問をし、いじめの事実と今後の指導方針を説明し、担任の指導に理解と協力を得る。
- (5) 被疑者の保護者宅へ家庭訪問をし、いじめの事実と指導の経過を説明し、子どもが安心して登校できるような学級・学年づくりに努力することを話し、理解と協力を得る。

## **4. 緊急対応その4「安心せず指導や援助を継続ましょ」**

保護者からの理解と強力を得られたことに安心せず、その後も、加害者・被害者・傍観者への指導や援助、観察等を適宜進めていくことにより「いじめ」問題の根本的解決に迫れると思われましょ。

## **5. 緊急対応その5「再発防止に努めましょ」**

事案に関する職員への情報提供、共通理解により、再発防止へ向けた取組に努めましょ。また、事案をもとに、職員の研修を深めていましょ。

#### (4) 家庭や地域との連携

#### 「地域とともに歩む学校」づくりの推進

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめ問題も含めた児童の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。

本校では、児童のよりよい学びのために、積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据えて進めているところである。この理念の下、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで児童を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが極めて重要であると考えている。

#### (5) 関係機関との連携

いじめに関係した児童に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、相談関係専門機関や医療機関、児童の指導上の問題の解決のための学校関係機関などとの適切な連携が有効であり、日ごろから、市教育委員会や関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要であると考えている。

## II. 学校いじめ防止等対策委員会

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

### 1. 校内いじめ防止等対策委員会

#### (1) 構成員※○はチーフ

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 校長・教頭・教務 ○生徒指導主任・各学年主任</li><li>・ いじめ対策対応主任</li><li>・ 学年部C ○・該当学級担任・スクールカウンセラー・(養護教諭)</li></ul>
--

#### (2) 活動内容

- いじめの防止に関する取組について検討する。
- いじめの問題(発生)について検討する。
- ・ 支援体制の具体, 関係者への連絡。

### 2. 拡大いじめ防止等対策委員会

#### (1) 構成員※○はチーフ

校内	地域
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 校長○教頭・教務主任</li><li>・ 生徒指導主任</li><li>・ いじめ対策対応主任</li><li>・ 養護教諭</li><li>・ スクールカウンセラー</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校評議員</li><li>・ 学校関係者評価委員(P T A役員, 町内会長, 市民センター, 児童館, 交通安全協会, 民生委員, 学校支援地域本部スーパーバイザーも含む)</li><li>・ (学校医)</li></ul>

#### (2) 活動内容

- 学校基本方針の共有(策定, 見直し)。
- 重大事態の際は, 「学校いじめ調査委員会」とする。

### III. 重大事態への対処

#### 1. 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合など

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### 2. 学校による調査

##### (1) 重大事態の発生と調査

###### ① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

###### ② 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者（＝市教育委員会）が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられる。

##### ■学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。
- いじめにより、当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

〔調査組織〕

学校に設置の「学校対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校

医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

### ③ 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定のうえ、適切に調査を進める。

#### ■いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないように配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

#### ■いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報の提供

### ② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、学校から市教育委員会へ報告する。